

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	山田	朋子
同	山本	由夫

# 令和元年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

## 第1 監査の概要

令和元年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる定期監査は、令和元年5月20日から令和元年7月11日までの期間において実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

## 第2 監査の結果

### 1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

### 令和元年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区分	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
指摘事項	1	3	4
指導事項	2	1	3
意見	1	3	4
計	4	7	11

監査結果は、次の区分により取り扱う。

#### (1) 指摘事項

- 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- 機関の意思決定が適切になされていないもの
- 収入確保に適切な措置を要するもの
- 予算を目的外に支出しているもの
- 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

#### (2) 指導事項

- 指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

### (3) 意見

執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

## 2 指摘事項及び意見

### (1) 交通事業会計（交通局）

#### 指摘事項

#### ア 未収金について

当年度末の過年度未収金は59,763千円であり、前年度末の59,904千円から141千円減少している。

しかしながら、当年度は新たな過年度未収金が発生しており、また、決算時において未収金計上後6月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の総額も前年度末の60,127千円から、当年度末は60,395千円と268千円増加している。

未収金の新たな発生を防止するとともに、速やかに法的措置を講じるなど、適正な債権管理を行い、回収に努めること。

#### 意見

#### ア 経営状況について

当年度の経常損益は、クルーズ船団体や県内受注の一般客の減などによる貸切部門の大幅な減収、並びに軽油価格の高騰及び減価償却費の増による費用の増加などにより2億6,217万円の損失で、前年度より2億1,931万円収支が悪化している。

また、当年度の事業収支については、純損失が2億6,572万円で、前年度より10億1,908万円収支が悪化しているが、これは前年度の特種要因として特別利益に新幹線建設工事に伴う交通局敷地内残地補償金8億741万円が計上されていたことによるものである。

交通事業を取り巻く経営環境は、高齢化や少子化による人口減少等社会情勢の変化、乗務員の確保難や軽油価格の高騰など厳しい状況にあり、今後もこの状況は継続することが予想されることから、大幅な収支改善が必要となる。

長崎県交通局経営計画に盛り込まれた経営方針及びその具体的な戦略に基づき、職員一体となって経営基盤の強化に努める必要がある。

## (2) 港湾整備事業会計（長崎港湾漁港事務所）

### 指摘事項

#### ア 土地の貸付契約について

電柱等の設置用地のため九州電力(株)及び(株)長崎ケーブルメディアと土地貸付契約を締結していた住宅団地マリンヒル三京（平成28年度までに完売）の4区画について、当該土地の売却に伴って契約解除すべきところ、そのまま契約更新を続け、当年度において契約解除及び貸付料の返還が行われている。

再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うこと。

#### イ ヤギ・羊による除草の委託契約等について

当年度、福田神ノ島地区の未売却地(0.65ha)の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行い、今後の県有地管理の一手段として導入していただけるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。

しかしながら、業務実績報告書提出後に行われるべき委託目的(ヤギ・羊による除草導入の是非)に係る検討について、その内容が書面として残されていないため、実際に検討が行われたのか、あるいは、どのような検討結果になったのかが確認できず、実績報告を踏まえた効果の検証等が十分に行われているとは認め難い。

また、今後もヤギ・羊による除草を継続的に検証することとして、ヤギ・羊の逃避防止柵を同法人から購入しているが、その購入伺いは業務実績報告書提出前に起案されており、書面上、検討結果に基づく購入判断があったとは認め難い。

委託事業に係る効果の検証や判断については、実績報告を踏まえ十分に行うとともに、その結果を書面として明らかにしておくこと。

なお、この委託事業は令和元年度も実施しているが、より効果的な事業となるようしっかり検証していくべきである。

#### ウ 福田神ノ島地区の道路新設に係る測量設計業務委託契約について

当年度、福田神ノ島地区において、2件の道路新設に係る測量設計業務を1本の委託で発注しているが、その経費について、長崎市の都市公園隣接地に予定している新設道路（道路B）分は資本的支出、未売却地の販売区画を分割するための新設道路(道路A)分は収益的支出として、それぞれの設計額の比率で按分して計上している。

しかしながら、契約時の収益的支出と資本的支出の按分に当たっては、資本的支出である道路Bでは設計額をそのまま計上しているのに対し、収益的支出である道路Aでは設計額から落札額と全体設計額(道路A分+道路B分)との差額を減額している。

契約額の按分については、県で一般的に行われているように、それぞれに設計額と落札額の比率である落札率を乗じて算出することが妥当であるが、特別な理由がないままこの方法によらなかったため、収益的支出の額が通常よりも低く設定されている。

適正な会計処理を行うこと。

## 意見

### ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が2億4,708万円となっており、その結果、累積欠損金は22億1,127万円に増加している。

当年度は、土地売却収益が前年度に比べ1億332万円増加し、それに伴い、営業費用である土地売却原価も前年度に比べ1億7,557万円増加しているものの、小瀬戸地区の法面工事終了などにより維持工事費が減少し、また、たな卸資産の時価評価などによる資産減耗費が減少したため、収支が改善している。

また、当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる状況にある。

当会計は令和2年度までに閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。

なお、多額の累積欠損金となっているが、自己資本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損額を加味した資本合計額は66億8,051万円、預金としても23億4,043万円を有していることから、経営に支障はない。

貸借対照表(平成31年3月31日現在) (単位:千円)

区 分		金 額	区 分		金 額	
資 産 の 部	固定資産	1,863,636	負 債 の 部	固定負債	59,630	
	有形固定資産	1,863,054		保証金	59,630	
	土地	1,813,444		修繕引当金	0	
	建物	48,558		流動負債	79,597	
	その他	1,052		未払金	75,734	
	無形固定資産	582		賞与引当金	3,799	
	投資	0		その他	64	
	有価証券	0		繰延収益	289	
	未収金	0		長期前受金	369	
	貸倒引当金	0		収益化累計額	80	
	土地造成	2,508,021		負債合計	139,516	
	完成土地	2,508,021		資 本 の 部	資本金	8,363,940
	流動資産	2,448,370			自己資本金	8,363,940
	預金	2,340,428			剰余金	1,683,429
	未収金	48,312			資本剰余金	527,844
貸倒引当金	0	利益剰余金	2,211,273			
その他	59,630	資本合計	6,680,511			
資産合計	6,820,027	負債・資本合計	6,820,027			

### イ 土地売却について

当会計における造成土地の売却実績は、当年度においては4件、16,312㎡であり、前年度より12,242㎡減少しており、当年度の売却目標

(20,000㎡)も達成していない。

当年度においては、福田神ノ島地区の一部区画における販売下限面積や販売単価の見直しによる売却条件の向上、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などにより売却促進に努めているところであるが、当年度末、長期貸付土地を除く未売却地はまだ18.7haあり、そのほとんどは福田神ノ島及び沖平の2地区に残っている。

関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令和2年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に取り組むべきである。

#### ウ 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、当年度、庁内関係部局で「会計閉鎖対策検討会議」を立ち上げ、会計閉鎖までに移管できなかった非売却地に係る移管先候補を明確にするなど移管協議を進めている。

また、毛井首地区、三重地区及び小江地区の道路移管のための舗装工事を行うなど条件整備にも努めているところであるが、当年度の移管実績は福田神ノ島地区及び三重地区の2件にとどまっている。

令和2年度までの当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。

### 3 指導事項

(単位：件)

項目	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
財産管理関係	1	1	2
事務処理関係	1	0	1
会計処理関係	0	0	0
計	2	1	3

(別紙)

令和元年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監査対象機関	予備監査年月日	委員監査年月日	監査委員氏名
長崎県交通事業会計 交通局	令和元年5月27日 ~ 令和元年5月28日	令和元年7月11日	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 山田 朋子 山本 由夫
長崎県港湾整備事業会計 長崎港湾漁港事務所	令和元年5月20日 ~ 令和元年5月21日	令和元年7月11日	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 山田 朋子 山本 由夫